

ちょっとうれしい、耳寄り情報。

アルマック神戸レター Vol:12

正しい経営とは何か

Message
いさごや



夏季休暇
のご案内
8月13日～15日



まずは、暑中お見舞いを申し上げます。
蒸し暑い日が続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか。
最近、ある方から紹介を受けて「日本でいちばん大切にしたい会社」（あさひ出版 著者：坂本光司氏）という本を読みました。著者は法政大学大学院の教授で全国6000社を超える企業を訪問調査し、「正しい経営とは何か」を追求・研究されている方です。訪問された企業の中で「大切にしたい」と思われた会社（5社）をご紹介します。
「会社経営とは5人に対する使命と責任を果たす行動」であり、その5人及び優先順位は下記のとおりであると提唱されているものであります。

- ①社員とその家族を幸せにする
- ②外注先・下請企業の社員を幸せにする
- ③顧客を幸せにする
- ④地域社会を幸せにし、活性化させる
- ⑤自然に生まれる株主の幸せ

私自身も一経営者として、会社経営の原点を見つめなおすきっかけとなった本でした。皆様にも是非一読していただきたい本であります。

公認会計士・税理士 粉河 芳明

「税制(個人所得税)」について

Topics
トピックス

今回は株式に関する税制(個人所得税)について、触れてみたいと思います。

現在、上場株式等の譲渡益及び配当金に関する税率は10%(所得税7%+住民税3%)となっておりますが、この税率適用は平成20年12月31日をもって廃止されることとなります。平成21年1月1日以後は税率20%(所得税15%+住民税5%)が適用されることとなりますが、平成22年12月31日までの2年間は金額の上限を設ける形で、現在の税率10%が適用されます。

適用税率について、まとめますと下表の通りとなります。

表◎税率について

	平成21年1月1日～平成22年12月31日	平成23年1月1日～
上場株式等の譲渡益	年間500万円以下	10%
	年間500万円超	20%
上場株式等の配当金	年間100万円以下	10%
	年間100万円超	20%

また現在、上場株式等の売却に伴い損失が生じた場合は、その損失額は同一年度における株式等の売却に伴う利益と相殺することはできますが、平成21年1月1日以後に上場株式等の売却に伴い損失が生じた場合、その損失額は上場株式等の配当金と相殺し、更に3年間繰越することができるようになります。

税理士 堀川あおい

お詫び 前号よりRMインフォメーションを同封しておりません。
今後はHPに掲載致しますので、そちらよりご覧頂きますようお願い致します。

アルマック神戸グループ

株式会社アルマック神戸 | 税理士法人アルマック神戸 | 粉河芳明公認会計士事務所

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通4-2-8 田嶋ビル7階D

Tel●078-262-5518 Fax●078-262-5519

Mail●info@almackobe.com URL●http://www.almackobe.com/